

いわゆる性交同意年齢に関する議論の経緯等

【旧刑法】（明治 13 年）

第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス薬酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ錯亂セシメテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

第三百四十九條 十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

（参考 1）日本刑法草案会議筆記（○鶴田皓，◎ボアソナード）

- ◎ 日本ニテ滿十二歳ニ至レハ隨分婚姻ヲ爲シ得ヘキ者アリヤ
- 女子ニハ或ヒハ婚姻ヲ爲シ得ヘキ者ナキニアラス故ニ従前ノ刑法ニテ和ト雖モ強ヲ以テ論スルハ十二歳以下ノ幼者ニ對シタル時ヲ云フ
- ◎ 此年齢ノ區別ハ國ノ帶度ノ寒暖ニ依リ各國相同シカラサルニ付一概ニ佛國ノ例ヲ以テ推シ難シ故ニ日本ニテハ之レヲ十二歳以上以下ニテ區別スルトモ宜シ
- 然リ
- ◎ 元來此十五歳以上ノ幼者ニ對シタル時ハ暴行ヲ用ヒタル猥褻ノ所行而已ヲ罰スヘキ者ト爲ス何トナレハ平生和姦シテ相褻ル、爲メニ戯レニ陰陽ヲ玩弄セシムル等ノ所行ナキニモアラス且其所行ヲ避クヘキ抵抗力モアリ又之ヲ承諾スヘキ智力モ十分アル筈ナレハナリ
尤之ヲ公ケニ爲シタル時ハ假令暴行ヲ用ヒサルトモ第二編中ノ風俗ヲ害スル罪ト爲スヘキ譯ナリ
・・・然シ日本ニテ十二歳以上ノ幼者ニテ和姦スル者モアルヘシトナレハ此十五歳ノ字ヲ改メテ十二歳以上云々ニ作ルヘシ

【刑法改正案】（明治 39 年）

第九十二條 十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第九十三條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ又ハ精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

(参考 2) 法律取調委員会委員総会日誌第 2 3 回 (明治 3 9 年 1 2 月 1 9 日)

勝本委員 少シ後レタレドモ前條 (192 条) ノ「十二歳」ヲ「十四歳」ニ修正シタシ若成立
セザレバ「十三歳」ニ修正スルノ議ヲ提出ス

小河委員 十四歳説ニ賛成

山根委員 十三歳説ニ賛成

穂積陳重委員 民法編纂ノ當時榊博士ニ委託シ本邦女子ノ月経開始期ヲ取調シニ平均十三歳
何ヶ月トノコトナリシヲ以テ十三歳説ニハ根據アリ賛成

古賀委員 反対

委員長 左ノ順序ニヨリ採決ス其結果左ノ如シ

十四歳説 四人 少数 否決

十三歳説 八人 多数 可決

委員長 二項モ「十三歳」ト修正スルノ意ナリヤ發案者ノ意見ヲ問フ

勝本委員 必然ノ結果ナルベシ

平沼委員 採決セラルレバ反対ノ結果ヲ生ズルヤモ知レズ

委員長 然ラバ採決スベシ賛成者ハ八人多數ニテ可決ス前條修正ノ結果本條 (193 条) ノ
「十二歳」モ「十三歳」ト修正スルコトニテ異議ナキヤ各員異議ナシ

【刑法改正案】 (明治 4 0 年)

第一百七十七条 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第一百七十八条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

(参考 3) 「刑法改正案」理由書

現行法ハ十二歳以上ナルト十二歳未滿ナルトニ依リ區別ヲ設ケシカ本案ハ十三歳以上ナルト十三歳未滿ナルトニヨリ區別スルコトト爲シタリ是レ女子發育ノ程度ヲ探究シタル結果改正ヲ加ヘタルモノナリ

(参考 4) 明治 4 0 年 2 月 1 2 日 貴族院刑法改正特別委員会議事速記録 4 号

- 小松原英太郎君 チョット御尋ネシマス、前ノ案ノ……第一百七十七條ノ所デゴザイマスガ、「十二歳以上ノ男女ニ對シ」ト云フノガ「十三歳以上ノ男女ニ對シ」ト變ッテ來テ居リマスガ、是ハ何カ相當ノ理由ガアルコトダラウト思ヒマスガ、ドウ云フコトニ基ヅイテ斯ウナッタノデアリマスカ
- 政府委員 (倉富勇三郎君) 十二歳ヲ十三歳ト改メマシタノハ成ルベク淫猥ノ所爲ニ染マラセナイト云フ希望ト、一ツハ生理上、十二歳以上ト云フヨリモ十三歳以上ト云フ方ガ適當デアラウ、此二ツノ趣意ニ依ッテ修正シタノデ、極確カ根據ト云フモノハ無イノデゴザイマス
- 小松原英太郎君 外國アタリハ、ドウナッテ居リマスカ

- 政府委員（倉富勇三郎君） 一例ヲ申シマス、獨逸ノ法律デハ十四歳ニ滿タザル者ト云フコトニナツテ居リマス「十四歳ニ滿タザル者ニ對シテ淫行ヲ強ヒ又ハ猥褻ノ行爲ヲ爲サシメ若クハ之ヲ誘惑シタル者」ト云フノデアリマス、尚ホ和蘭ノ方デハ十二歳以下トナツテ居リマス

【改正刑法準備草案】（昭和36年）

（強姦）

第三百十一条 暴行又は脅迫を用いて女子を姦淫した者は、三年以上の有期懲役に処する。女子を心神喪失もしくは抵抗不能の状態に陥れ、又は女子が心神喪失もしくは抵抗不能の状態にあるのを利用して、これを姦淫した者も、同じである。

（強制わいせつ）

第三百十二条 暴行又は脅迫を用いて人にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。人を心神喪失もしくは抵抗不能の状態に陥れ、又は人が心神喪失もしくは抵抗不能の状態にあるのを利用して、これにわいせつの行為をした者も、同じである。

（幼年者の姦淫・強制わいせつ）

第三百十三条① 十四歳未満の女子を姦淫した者は、三年以上の有期懲役に処する。

② 十四歳未満の者にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（参考5）改正刑法準備草案理由書（法務省刑事局）

本条は、現行第七十六条及び第七十七条の各後段をその母型とする。すでに第三百十一条の説明中で述べたように、現行法では十三歳未満の者に対する場合である限り姦淫がその意に反してなされるといなどを問わず右に挙げた規定によって処罰されること法文上明らかであるが、本条においてはこれと異なり、幼年者に対する姦淫・わいせつ行為でも、第三百十一条、第三百十二条に定めた方法を用いた場合は、これらの法条によって処罰されるのであって、本条はそれ以外の場合、たとえば偽計、威力を用いたに止まる場合とか完全な自由意思による合意のあった場合などを対象とするのである。

次に、本条においてとくに注意すべき点は、年齢を現行の十三歳から十四歳に引き上げたことである。刑法上いわゆる性交同意年齢を何歳とすべきかは一つの問題であって、諸外国の立法例も必ずしも一様ではないが、わが現行刑法の十三歳というような低い例は、ほとんど見当たらない。たとえばスイス・ギリシャ・インドでは十六歳、フランス・デンマークは十五歳、ドイツ・イタリア・オーストリア・ユーゴスラヴィア・ブラジル・パキスタン等では十四歳となっていて、わずかにイギリスにおいて十三歳という規定がある位のものである。そこで、本草案では、わが国の現状において現行の年齢がいかにも低きに失する感のあるのにかんがみ、各立法例をも参酌して、年齢を1年引き上げ、十四歳としたのである。

【改正刑法草案】（昭和49年）

- 第二百九十八条（幼年者の姦淫・わいせつ）① 十四歳未満の女子を姦淫した者は、二年以上の有期懲役に処する。
- ② 十四歳未満の者にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（参考6）改正刑法草案の解説（法務省刑事局）

本条は、十四歳未満の女子に対する姦淫（第一項）及び十四歳未満の者に対するわいせつ行為（第二項）に関する規定であり、現行法第一百七十六条後段及び第一百七十七条後段に相当する。前二条について説明したように、幼年者に対する姦淫及びわいせつ行為を本条にまとめて規定したほか、幼年者の範囲を現行法の十三歳未満か十四歳未満にまで拡大したことなどの点において、現行法を修正している。

十四歳未満の者を幼年者としたのは、不法な性的干渉から年少者を保護する必要があること、刑事責任年齢との調和を図るのが望ましいこと、諸外国の立法例においても、十四歳ないし十六歳未満の者を特別に保護しているものが多いこと（西ドイツ刑法第一百七十六条、スウェーデン刑法第六章第三条、スイス刑法第九十一条等）などを考慮したものである。